

# 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力 発電所原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2208226号

令和4年8月22日

原子力規制庁

## I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和4年6月10日付け原管発官R4第92号をもって、東京電力ホールディングス株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「柏崎刈羽保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

## II. 申請の概要

申請者が提出した柏崎刈羽保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

### 1. 本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴う変更

原子力防災態勢を発令した場合における本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴い、保安規定の「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」を変更する。

## III. 審査の内容

### III-1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

#### 1. 本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴う変更

保安規定に定める重大事故等発生時の体制の整備等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。

### Ⅲ－２．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第１３０６１９８号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第９２条第１項各号を表している。

#### １．本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴う変更

##### （１）第１６号（設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第１６号について、保安規定審査基準は、許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じた措置を講ずること等が定められていることを求めている。

規制庁は、本申請が本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴い変更するものであり、重大事故等及び大規模損壊に応じた措置の内容に変更はないことを確認したことから、第１６号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。